

鹿嶋市告示 第141号

令和2年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

令和2年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等の利用促進並びに新たな賑わい及び経済循環の創出により中心市街地の経済活力の向上に資するため、中心市街地内において営利を目的とする事業を新規に開始する者に対し、予算の範囲内において令和2年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金については、鹿嶋市補助金等交付規則(平成14年鹿嶋市規則第4号。以下「規則」という。)第25条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「計画区域」とは、鹿嶋市中心市街地活性化基本計画に定める計画対象区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 開業に際して、法律等に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (2) 開業に際して、鹿嶋市商工会へ加盟する意思があること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員、若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 公序良俗に反する行為又は違法行為を行う者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 計画区域内において営利を目的として新規に開始する事業
- (2) 年度内に開業する事業
- (3) 原則として、1年以上継続して営業する事業
- (4) 原則として、週2日以上、午前11時から午後5時までの間に3時間以上営業する事業
- (5) 原則として、小売・飲食・宿泊・サービス業など、観光客の利用が見込まれる業種又は市内外からの回遊客が立ち寄りやすい業態をとる事業
- (6) 主に倉庫としての利用及び管理並びに事務のみとならない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する場合
- (2) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する場合
- (3) 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当する場合
- (4) 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する場合
- (5) 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号に規定する利用カード等の販売業に該当する場合
- (6) その他市長がこの要綱の適用を受けることが不相当であると認める場合（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業の経費区分、対象経費、補助率並びに補助額及び補助期間の上限は、別表に定めるとおりとする。

2 店舗改修費及び店舗賃借料に係る補助金の交付を併せて申請する場合の補助額は、100万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を令和2年5月29日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業計画書（様式第1号その1）
- (3) 収支予算書（様式第1号その2）
- (4) 補助事業経費内訳書（様式第1号その3）
- (5) 補助事業資金計画書（様式第1号その4）
- (6) 使用する物件の仮賃貸借契約書の写し（後日提出可。ただし、当該書類提出後に交付決定とする。）
- (7) 補助事業に係る経費の見積書の写し
- (8) 事業を行うに当たり許可が必要である業種の場合は許可書の写し（後日提

出可。ただし、当該書類提出後に交付決定とする。)

(9) 法人にあっては定款の写し

(10) 使用する物件の外観及び内観の写真（店舗改修費の補助申請を行う者においては改修予定箇所のわかる写真）

(11) 使用する物件の位置図及び平面図

(12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限までに申請者からの補助金の申請の額が当該年度の予算の額に達しない場合は、予算の範囲内において、当該申請の期限後においても前項の規定による申請をすることができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による申請の額が予算の額を超える場合は、補助金の交付を受ける者を選考により決定する。

3 市長は、規則第8条第3項の規定により前条の規定による申請を却下する場合は、補助金交付申請却下通知書（様式第2号その1）により、申請者に通知するものとする。

(選考委員会の設置)

第8条 前条第2項の選考を行うため、チャレンジショップ支援事業補助金補助事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(申請の取下げ期間)

第9条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過する日とする。

(指示事項の遵守)

第10条 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が補助金の交付に関し必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

(補助事業の計画変更等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後、補助対象事業について、その内容を変更しようとする場合は、補助事業計画変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、補助金の申請額に変更を伴わないもののうち、資金計画書の経費の配分の流用で流用先の経費の3割に相当する額以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助事業計画変更申請を承認したときは、補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第12条 規則第12条第2項の補助事業中止(廃止)届出書は、様式第5号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の規定による補助事業中止(廃止)届出を承認したときは、補助金交付取消決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査等への協力)

第13条 補助事業者は、市長が補助事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他物件の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

(概算払)

第14条 市長は、店舗改修費に係る補助金において特に必要があると認める場合にあっては補助金交付決定額の10分の8に相当する金額を限度に、店舗賃借料に係る補助金にあっては3か月ごとに概算払をすることができる。

2 補助事業者が前項の概算払の請求をしようとするときは、概算払申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。この場合において、店舗賃借料に係る補助金の概算払の請求は、3か月ごとに行うものとする。

3 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第21条第2項の規定による返還の命令は、補助金返還通知書(様式第8号)を補助事業者に通知することにより行うものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による返還の命令を受けた日から起算して10日以内に市長に返還しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了した場合は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第9号)

(2) 事業の概要及び成果書(様式第9号その1)

(3) 収支決算書(様式第9号その2)

(4) 補助事業決算内訳書(様式9号その3)

(5) 補助対象経費の支払が確認できる書類

(6) 店舗改修費の補助申請を行う者においては改修した箇所のわかる写真

(7) その他市長が特に必要があると認める書類

2 概算払を受けた補助事業者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書(様式第10号)を併せて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第16条 市長は、補助金の額が確定したときは、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

(1) 規則第19条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 補助対象事業において開業期間が1年に満たなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 災害により事業を継続できない場合

イ 疾病により事業を継続できない場合

ウ その他補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、様式第6号により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金交付請求書)

第18条 規則第20条第2項の請求書は、補助金交付請求書（様式第12号）とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

| 経費区分 | 対象経費 | 補助率 | 補助額及び補助期間の上限 |
|-------|---|--------|-----------------|
| 店舗改修費 | 内装工事，外装工事，給排水設備工事，サイン工事，電気工事及び撤去工事等に要する経費 | 2分の1 | 100万円 |
| 店舗賃借料 | 家賃，敷金，礼金，保証金，管理費，共益費，その他類する費用 | 10分の10 | 月額10万円 期間10月 |

※申請年度中に支払が完了するもので，原則として家屋に係る費用を対象とする。

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も補助の対象とする。

※補助額に百円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

※店舗改修費については，交付決定後に着工したものとする。

※家賃・共益費補助等の対象は，賃貸借契約成立の属する月の翌月分からとする。